



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 リオン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上清恆  
(コード番号 6 8 2 3 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役管理統括部長  
清水健一  
(TEL.042-359-7099)

### 内部統制システムに係る基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システムに係る基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 内部統制システムに係る基本方針

##### 【取締役の職務に関する事項】

#### 1 . 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、管理統括部担当役員をコンプライアンスに係る統括責任者とし、取締役の職務執行が関係法令、定款、社内規定等に適合するコンプライアンス体制を構築・維持・推進する。

内部統制室を設置し、コンプライアンスに係る社内規定、内部通報者の保護に係る社内規定等を制定して、職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築・維持・推進する。

監査役及び監査部が連携して、コンプライアンスに係る社内規定の運用状況、企業理念、関係法令、定款等の順守に係る職務の執行状況を監査し、取締役会に報告するとともに、定期的なレビューを通して見直しを行い、改善を図る。

#### 2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規則」及び「文書取扱規定」の定めにより適切に作成・保存し、必要に応じて確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理する。

#### 3 . 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、管理統括部担当役員をリスク管理に係る統括責任者、部門担当役員を各部門のリスク管理責任者とし、業務プロセス毎のリスクに対して適正な管理を行う。

既存の「経理規定」、「与信限度管理規定」、「個人情報管理規定」等を含む社内標準に加え、リスク管理に係る社内規定を制定して運用する。

不測の事態が生じた場合には、「危機管理規定」に基づき対応・処理する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決議する。

職務執行の具体策については、経営会議において審議を行う。

取締役会決議及び経営会議の審議結果のうち、社員の職務に関する事項については、各統括部の部課長会を通じて周知し、「職務権限規定」に基づき、使用人に対して有効かつ効率的な職務の執行を指示する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「教育・訓練に関する規定」に基づき、企業理念をはじめとするコンプライアンスに係る社内規定等に関する教育・訓練を定期的を実施し、「内部品質監査規定」、「内部環境監査規定」及び「内部監査規定」に基づく監査を定期的を実施して、使用人のコンプライアンス体制の実効を図る。

#### 6. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の関係会社における業務の適正を確保するため、当社の企業理念をすべての関係会社に準用し、これらを基礎として、関係各社の諸規定、行動基準等を定めるものとし、関係会社の経営管理は、「関係会社管理規定」に基づいて行うこととする。

関係会社毎に管理担当者を派遣し、各管理担当者は、関係会社担当役員及び監査役の指示に基づき、業務の適正化に係る体制の維持・推進を図る。

管理統括部担当役員及び経営企画室長は、関係会社連絡会を招集し、定期的を開催して、円滑な情報交換を図ることにより、関係会社各社の業務の適正化を推進する。

#### 【監査役の職務に関する事項】

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

#### 8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事権に関する事項の決定に際しては、監査役の事前の同意を得て、取締役からの独立性を確保する。

#### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に報告する事項及び時期を予め定めるものとし、業務

又は事業の業績に重大な影響を及ぼす事項については、取締役及び使用人が監査役に随時報告しなければならないこととする。

内部通報者の保護に係る社内規定を適切に維持・運用することにより、法令違反等について監査役へ適切に報告する。

**10 . その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

当社は、「監査役会規則」に基づき、定期的に監査役会を開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法等については、監査役会の決議をもって策定する。

監査役は、監査部の監査計画、監査の方法等について協議すると共に、内部監査報告書及び指摘事項措置報告書に対する意見交換を行うなど、密接な連携を図る。

監査役が、会計監査人及び取締役から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その事実を監査役会に報告する。監査役会はその事実を精査することとする。

監査役会は、代表取締役社長との定期協議を開催し、監査に関する理解と協力を得ている。

以上